

～令和3年度各種支援制度のご案内～

農業者の  
みなさん

あなたの農業経営を



応援します!!

妙高市農業再生協議会  
妙高市農業振興協議会  
妙高市農林課・妙高市農業委員会

## 目 次

- ★ 「農地を貸したい、借りたい、買いたい」 . . . . . P 1・2  
～ 耕作目的の農地利用に関する制度 ～
- ★ 「農地中間管理機構に農地を貸したい」 . . . . . P 3  
～ 農地中間管理事業 ～
- ★ 「農地中間管理機構に農地を貸したい」 . . . . . P 4  
～ 地域集積協力金・経営転換協力金 ～
- ★ 「担当地区の農業委員・農地利用最適化推進委員」を紹介します . . . P 5
- ★ 「農業を始めたい」 . . . . . P 6  
～ 農業次世代人材投資資金（経営開始型）・新規就農者等機械導入支援事業 ～
- ★ 「未整備農地を集積し耕作する」 . . . . . P 7  
～ 未整備農地集積事業 ～
- ★ 「耕作放棄地を再生したい」 . . . . . P 8  
～ 耕作放棄地解消推進事業 ～
- ★ 「農業経営を法人化したい・集落営農を組織化したい」 . . . P 9  
～ 農業経営法人化等支援事業 ～
- ★ 「農業用機械を導入したい・農業用施設を整備したい」 . . . . P 10  
～ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金、新潟県農林水産業総合振興事業 ～
- ★ 「環境保全効果の高い営農活動に取り組みたい」 . . . P 11  
～ 環境保全型農業直接支払交付金事業 ～
- ★ 「GAP」でより良い農業経営を実現したい . . . . . P 12  
～ 「GAP」「GAP認証」とは ～
- ★ 「鳥獣被害を防止したい」 . . . . . P 13  
～ 鳥獣被害対策事業 ～
- ★ 「妙高市産材を使用した住宅を建築したい」 . . . . . P 14  
～ ふるさと妙高の家づくり事業 ～
- ★ 「里山林の保全・整備に取り組みたい」 . . . . . P 15  
～ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 ～
- ★ 「農業者年金」「家族経営協定」「全国農業新聞」のご案内 . . . P 16
- ★ 「収入保険・農業保険のご紹介」 . . . . . P 17・18

# 「農地を貸したい、借りたい、買いたい」という皆様

## ■農地の貸し借りに関する手続き … 農業経営基盤強化促進法による利用権設定

農地を貸す人(貸し手)と借りる人(借り手)が、相対で農地の貸し借りをを行う際の手続きです。

### ○手続きの流れ

- ①農業委員会事務局へ農用地利用集積計画書（利用権設定）を提出
  - ・提出部数は、1部です。
  - ・原則、毎月10日締切（5ページにて各月の受付締切日を確認してください。）
- ②農業委員会総会で農用地利用集積計画を審議、決定
  - ・原則、毎月30日（5ページにて各月の総会日を確認してください。）
- ③市が農用地利用集積計画を公告
  - ・公告後、計画書の写しを貸し手と借り手に送付します。

◎貸し手は、農地の所有者です。所有者が亡くなっていて、相続登記未了の共有状態である場合は、相続人全員の同意が必要です（相続人全員の同意を得ることが難しい場合は、法定相続分の1/2を超える同意が必要です）。

◎賃借料をめぐるトラブルが増えています。農地の貸し借りに関する賃借料の額や支払方法については、貸し手と借り手でよく話し合ってください。

## ■農地の所有権を移転する手続き

### (1) 農業経営基盤強化促進法による所有権移転

耕作する目的で、農地の売買を行う際の手続きです。

### ○手続きの流れ

- ①農業委員会事務局へ農用地利用集積計画書（所有権移転）を提出
  - ・提出部数は、1部です。
  - ・原則、毎月10日締切（5ページにて各月の受付締切日を確認してください。）
- ②農業委員会総会にて農用地利用集積計画を審議、決定
  - ・原則、毎月30日（5ページにて各月の総会日を確認してください。）
- ③市が農用地利用集積計画を公告
- ④譲受人から譲渡人に対価支払
- ⑤農業委員会事務局で嘱託登記を完了

### ○許可要件

- ①売買する農地が、農業振興地域内の農用地であること
- ②譲受人が、農業用機械の所有状況等からみて、経営する農地の全てを効率的に利用して耕作をしていると認められること
- ③譲受人（世帯員を含む）が農業経営に必要な農作業に常時従事していると認められること ※年間151日以上農作業に従事していること
- ④譲受人が認定農業者、農地所有適格法人、または、その予定者及び中心経営体であること

### ○農業経営基盤強化促進法による所有権移転のメリット

|    |   |
|----|---|
| 売主 | ・譲渡所得の軽減（800万円の特別控除）  |
| 買主 | ・農業委員会が所有権移転登記を行うので、司法書士への手数料が不要<br>・登録免許税の軽減（税率2%→1%）<br>・不動産取得税の軽減（課税評価額の3分の1を控除） |

## (2) 農地法第3条第1項の許可申請

耕作する目的で、農地の売買、交換、贈与などを行う際の手続きです。

### ○手続きの流れ

- ①農業委員会事務局へ許可申請書を提出
  - ・提出部数は、申請者（譲受人と譲渡人）の人数＋1部（農業委員会用）
  - ・原則、毎月10日締切（5ページにて各月の受付締切日を確認してください。）
- ②農業委員会総会にて農用地利用集積計画を審議、決定
  - ・原則、毎月30日（5ページにて各月の総会日を確認してください。）
- ③許可書の交付
  - ・運転免許証等で本人確認させていただき、農業委員会事務局にて交付します。

### ○許可要件

- ①譲受人の権利取得後の農地の経営面積が10アール（1,000平方メートル）を超えていること。
- ②譲受人が、農業用機械の所有状況等からみて、経営する農地の全てを効率的に利用して耕作をしていると認められること。
- ③譲受人（世帯員を含む）が農業経営に必要な農作業に常時従事している（年間151日以上）と認められること。

**■移住・定住者も農地を取得できるようになりました。  
～ 新たに農業をはじめよう ～**

妙高市空き家情報登録制度に登録されている空き家を取得する、又は過去に登録されていた空き家を取得して居住している移住・定住者が、耕作するために空き家に付随する農地を取得する場合に限って、以下の手続きで区域を設定することにより、必要な経営面積は1平方メートル以上となります。

### ○手続きの流れ

- ①空き家に付随する農地の所有者が、区域の設定申請書を提出
- ②農業委員会総会で審議、区域設定決定
- ③所有者へ区域設定通知書を交付
- ④区域設定後に、移住・定住者が空き家に付随する農地を取得する際には、上記の「農地法第3条第1項の許可申請」の手続きとなります。

### ○区域設定要件

区域設定については、空き家からの位置関係を勘案して、農業委員会が空き家に付随して耕作可能であると判断した農地とし、1筆毎に地番設定します。ただし、次の各号のいずれかに該当する農地については、区域の設定をする農地の対象としません。

- ①賃貸借権、地上権等が設定されている農地
- ②利用権が設定されている農地
- ③農地中間管理権が設定されている農地
- ④作業受委託契約がなされている農地
- ⑤多面的機能支払交付金・中山間地域等直接支払交付金の事業対象農地
- ⑥地域等が取り組む集团的営農活動において活用されている農地

お問い合わせ・ご相談は  
農業委員会 事務局（☎74-0030）までお電話ください

# 「農地中間管理機構に農地を貸したい」という皆様

## ■農地中間管理事業

各都道府県に設置された農地中間管理機構（農地集積バンク）が農業振興地域内の農用地を借り受け、担い手（受け手）への農地の集積・集約化を推進するものです。

### ○手続きの流れ

- ①農地中間管理機構へ農地を貸したい方（出し手）は、「貸付希望農用地等の登録申請書」を農業委員会事務局へ提出します。
- ②農地中間管理機構は、①で提出された登録申請書について、人・農地プラン等に基づき、貸し借りの調整（マッチング）を行います。
- ③出し手は、農地中間管理機構との農地の「農用地利用集積計画書」を農業委員会事務局へ提出します。
- ④出し手から農地中間管理機構への貸し付けは、③の農用地利用集積計画書が公告されることにより決定します。
- ⑤農地中間管理機構は、④で借受けた農地を、②のマッチング結果に基づき、受け手へ貸し付けます。
- ⑥受け手は、④の農地を借り受けるために、農林課へ「農用地利用配分計画」を提出します。
- ⑦農地中間管理機構から受け手への借り入れは、農用地利用配分計画の認可により決定します。

◎担い手とは、認定農業者や人・農地プランに掲載されている農業者のことです。

◎農地の受け手は、事前に登録する必要があります。

◎農地中間管理機構を通じた貸し借りには、農地の出し手と受け手の双方から、賃貸借料の0.5%が手数料として徴収されます。



お問い合わせ・ご相談は

農業委員会 事務局（☎74-0030）までお電話ください

# 「農地中間管理機構に農地を貸したい」 という皆様を機構集積協力金で支援します

## ■地域集積協力金 … 地域に対する支援

### ○集積・集約化タイプ

#### (1) 交付単価

| 機構の活用率    |           | 交付単価      |
|-----------|-----------|-----------|
| 一般地域      | 中山間地域     |           |
| 20%超40%以下 | 4%超15%以下  | 1.0万円/10a |
| 40%超70%以下 | 15%超30%以下 | 1.6万円/10a |
| 70%超      | 30%超50%以下 | 2.2万円/10a |
|           | 50%超      | 2.8万円/10a |

※一般地域…新井地区、和田地区

#### (2) 交付対象者 市内の地域



#### (3) 交付要件

交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されること。

### ○集約化タイプ

#### (1) 交付単価

| 機構の活用率    | 交付単価      |
|-----------|-----------|
| 40%超70%以下 | 0.5万円/10a |
| 70%超      | 1.0万円/10a |

#### (2) 交付対象者 市内の地域

#### (3) 交付要件

次のいずれかを満たすこと

- ・地域の農地面積に占める担い手の1ha以上(中山間地は0.5ha以上)の団地面積の割合が20%ポイント以上増加すること。
- ・既に担い手の1ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域において、担い手の1団地当たりの平均農地面積が1.5倍以上となること。

※両タイプとも人・農地プランの実質化が交付要件となっています。

※交付単価は、地域内の全農地面積に占める当該年度の機構への貸付面積の割合に応じて決められています。

※「地域」とは、集落や大字、学区のほか、「人・農地プラン」の作成範囲などをいいます。

## ■経営転換協力金 … 経営転換やリタイヤする農業者に対する支援

#### (1) 交付単価

| 対象年度  | 交付単価      | 上限額     |
|-------|-----------|---------|
| 1～3年度 | 1.5万円/10a | 50万円/1戸 |
| 4・5年度 | 1.0万円/10a | 25万円/1戸 |

#### (2) 交付対象者

機構に農地を貸し付けることにより

- ① 農業部門の減少により経営転換する農業者
- ② リタイヤする農業者
- ③ 農地の相続人で農業経営を行わない者

#### (3) 交付要件

全農地を10年以上機構に貸し付け、かつ、その農地が機構から受け手に貸し付けられること。

※令和4・5年度は、地域集積協力金と一体的に取り組む場合についてのみ交付されます。

※経営転換協力金は、令和5年度で廃止されます。

お問い合わせ・ご相談は

農林課 農業振興係 (☎74-0027) までお電話ください

## 「担当地区の農業委員・農地利用最適化推進委員」を紹介します

(敬称略)

| 地区名          | 農業委員         | 農地利用最適化推進委員   |
|--------------|--------------|---------------|
| 全域           | 安原 義之 (猪野山)  |               |
| 新井地区<br>水上地区 | 尾崎 香 (中町)    | 石山 清一郎 (大崎町)  |
|              | 丸山 光浩 (吉木)   | 深石 辰一郎 (西条)   |
| 矢代地区         | 竹内 則孝 (高柳)   | 小嶋 修市 (両善寺)   |
|              | 丸山 嘉之 (菅沼)   | 田中 雄治 (志)     |
| 和田地区         | 宮尾 俊一 (上百々)  | 吉尾 正治 (柳井田町)  |
|              | 市川 政一 (国賀)   | 矢坂 信昭 (月岡)    |
| 斐太地区         | 渡邊 春男 (梨木)   | 朝比奈 聡 (長森)    |
|              | 霜鳥 勝範 (飛田新田) | 石川 道夫 (十日市)   |
| 鳥坂・新井南部地区    | 山下 利秋 (姫川原)  | 尾島 和幸 (中宿)    |
|              | 清水 輝男 (大原新田) | 飯吉 幸二 (大沢新田)  |
|              | 飯塚 淳一 (東関)   | 石田 実男 (下平丸)   |
|              | 生井 一広 (上小沢)  | 阿部 昌章 (下濁川)   |
| 妙高地区         | 関原 正晴 (葎生)   | 廣田 敏 (坂口新田)   |
|              | 内田 芳昭 (関山)   | 長田 和弘 (葎生)    |
|              |              | 望月 薫 (大鹿)     |
|              |              | 関原 英精 (田中村新田) |
| 妙高高原地区       | 竹田 賢一 (杉野沢)  | 馬場 俊夫 (関川)    |
|              | 高橋 敏明 (田口)   | 加藤 謙太郎 (二俣)   |

## 農地法等許可申請書類の受付締切日

| 申請書等受付締切日       | 農業委員会総会日 (予定)   |
|-----------------|-----------------|
| 令和 3年 5月10日 (月) | 令和 3年 5月31日 (月) |
| 令和 3年 6月10日 (木) | 令和 3年 6月30日 (水) |
| 令和 3年 7月12日 (月) | 令和 3年 7月30日 (金) |
| 令和 3年 8月10日 (火) | 令和 3年 8月31日 (火) |
| 令和 3年 9月10日 (金) | 令和 3年 9月29日 (水) |
| 令和 3年10月12日 (火) | 令和 3年10月29日 (金) |
| 令和 3年11月10日 (水) | 令和 3年11月30日 (火) |
| 令和 3年12月10日 (金) | 令和 3年12月27日 (月) |
| 令和 4年 1月11日 (火) | 令和 4年 1月31日 (月) |
| 令和 4年 2月10日 (木) | 令和 4年 2月28日 (月) |
| 令和 4年 3月10日 (木) | 令和 4年 3月30日 (水) |

※左記の総会日は予定ですので、変更になる場合があります。

※総会は公開しており、傍聴することができます。

※締切日以降の申請は翌月分扱いとなります。

お問い合わせ・ご相談は  
農業委員会 事務局 (☎74-0030) までお電話ください

## 「農業を始めたい」という皆様に応援します

### ■農業次世代人材投資資金（経営開始型）（国事業）… 独立・自営就農者を支援

#### (1) 交付額

経営開始1～3年目150万円/年間  
経営開始4～5年目120万円/年間  
(最長5年間)



◎適切な就農を行っていないと判断される場合は、交付の停止や返還の対象となります。

#### (2) 交付対象者

次の要件をすべて満たす者

- ① 原則50歳未満の新規就農者であること。
- ② 独立・自営就農(以下を満たすもの)であること。  
※本人が農地の所有権または利用権を有している。  
※本人が主要な機械などを所有または借用している。  
※本人名義で生産物などを出荷・取引している。  
※本人名義の通帳・帳簿で経営収支を管理している。
- ③ 認定新規就農者（青年等就農計画を作成し、市の認定を受けた者）であること。
- ④ 経営を開始してから5年後には農業で生計が成り立つものであること。
- ⑤ 「人・農地プラン」に位置づけられている（位置づけられることが確実である）こと、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- ⑥ 生活費を支給する国の他事業と重複受給でないこと。
- ⑦ 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。
- ⑧ 地域へのコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。

### ■新規就農者等機械導入支援事業（市単独単独）… 新規就農者等の機械導入を支援

#### (1) 補助額

補助対象経費の1/2（上限100万円）

※1台当たり20万円以上のものに限る。

#### (2) 補助対象者

次のいずれかの要件を満たすもの

- ・認定新規就農者で上記事業の資金の交付を受けている者。
- ・認定新規就農者で上記事業の資金交付期間終了から5年以内の者。

お問い合わせ・ご相談は

農林課 農業振興係（☎74-0027）までお電話ください

# 「未整備農地を集積し耕作する」という皆様を支援します

## ■未整備農地集積事業（市単独事業） … 未整備農地の受け手を支援

### 1 賃借権設定を受ける者に対する助成

#### (1) 助成金額

1筆ごとの助成対象農地の登記面積×5千円/10a×賃借権設定年数（5年間が限度）

#### (2) 助成対象者

令和3年度において未整備農地の賃借権設定を受け、農作物の作付けまたは保全管理等農地として適正な管理を行う者

※中山間地域等直接支払交付金に取り組んでいる集落に限ります。

※賃借権設定期間は3年以上のものに限ります。

※賃借権は、新規設定のみとなります。

◎賃借権の設定期間を満了する前に、契約の解除や変更を行った場合、または、農地として適正な管理を行わなくなった場合は、履行期間に応じた助成金を返還しなければなりません。

### 2 所有権を取得する方に対する助成

#### (1) 助成金額

1筆ごとの助成対象農地の登記面積×2万5千円/10a

#### (2) 助成対象者

令和3年度において未整備農地の所有権を取得（贈与によるものを除く）し、その後5年以上、農作物の作付けまたは保全管理等農地として適正な管理を行う者

※中山間地域等直接支払交付金に取り組んでいる集落に限ります。

◎所有権を取得してから5年に満たない期間に所有権を移転した場合、または、農地として適正な管理を行わなくなった場合は、助成金全額を返還しなければなりません。

※「未整備農地」とは、農業振興地域内にあり、ほ場整備事業により整備されていない農地（田または畑）をいいます。

なお、個人で簡易整備した農地は未整備農地となります。



お問い合わせ・ご相談は

農林課 農業振興係（☎74-0027）までお電話ください

# 「耕作放棄地を再生したい」という皆様を支援します

## ■耕作放棄地解消推進事業 … 耕作放棄地の再生作業を支援

耕作放棄地の再生利用を図るため、耕作放棄地の解消に取り組む農業者等に対して必要な経費を補助します。

### (1) 助成対象者

認定農業者、認定新規就農者又は経営所得安定対策に加入している集落営農組織

### (2) 助成対象事業

助成対象者が行う、耕作放棄地の再生作業等（再生・利用するために行う障害物除去、深耕、整地、土壌改良等）

### (3) 助成対象農地

次の全ての要件を満たす農地

- ・耕作放棄地のうち、作物の栽培に向けた再生作業に一定以上の労力と費用（10a当たり10万円以上に相当する程度）を必要とする農地
- ・再生作業後5年間、周辺農地と団地化して利用されるか、又は同一の耕作者により、集落単位等で設定する地区の中で他の農地と一体的に利用されるもの
- ・当該再生作業に要する労力や費用、再生作業後の農地利用の状況については文書その他の記録、現地踏査により、妙高市農業再生協議会が確認

### (4) 助成金額

- ①助成金の額は、助成対象事業に要する経費の2分の1とし、10アール当たり5万円を超えないものとする。（千円未満切り捨て）
- ②耕作放棄地の再生作業に当たらない作業に係る経費や耕作放棄地以外の農地に係る経費は対象としない。
- ③助成金の交付は、一つのは場につき、1回を限度とする。



お問い合わせ・ご相談は

農林課 農業振興係（☎74-0027）までお電話ください

# 「農業経営を法人化したい」「集落営農を組織化したい」 という皆様を支援します

## ■農業経営法人化支援事業 … 法人化する経営体などを支援

### (1) 助成金額

25万円  
(定額)

### (2) 助成対象者

組織経営体

### (3) 助成対象要件

次の要件をすべて満たすもの

- ① 農業経営サポート事業又は都道府県が行う同様の事業による支援を受けて設立された農業経営を行う法人であること。
- ② 構成員が複数戸であること。
- ③ 次のいずれかに該当すること。
  - I 複数の経営体により設立された法人であって、地域から農用地の利用権の設定等を受けている又は地域から雇用していること。
  - II 集落等を単位とした農作業受託組織（法人を除く。）を基礎として設立され、又は今後とも集落等を単位とした農地の受け手として活躍していくことが確実と見込まれる法人であること。
  - III 複数の集落営農法人が合併して新たに設立された法人であること。



### 《法人化の主なメリット》

- 経営管理の徹底…経営者としての意識向上、家計と経営の分離など
- 対外信用力の向上…金融機関や取引先からの信用アップ
- 経営発展の可能性拡大…従業員の能力を活用し、多角的な事業展開が可能
- 後継者の確保…有能な従業員への経営継承が可能
- 融資限度額の拡大



お問い合わせ・ご相談は  
農林課 農業振興係 (☎74-0027) までお電話ください

## 「機械を導入したい」「施設を整備したい」 という皆様を支援します

### ■強い農業・担い手づくり総合支援交付金（国事業）

… 地域の中心経営体が取組む農業用機械等の導入を支援

#### ①融資主体型補助事業

- (1) 補助対象者  
「人・農地プラン」の中心経営体
- (2) 補助対象事業  
農業経営の改善に必要な機械等の取得等  
(耐用年数が5～20年のもの)
- (3) 補助率  
融資残額（事業費の3/10以内）等  
※融資残額＝事業費－融資額－（自治体助成金＋自己資金など）



#### ②条件不利地型補助事業

- (1) 補助対象者  
農業者等が組織する団体（農事組合法人等）
- (2) 補助対象事業  
経営体が共同で利用する経営規模拡大や多角化・複合化を進めるために必要は機械等
- (3) 補助率  
農業用機械 1/3以内  
※事業実施地区は、農家1戸あたりの平均農地面積等の条件があります

### ■農林水産業総合振興事業（県単独）…機械導入などを行う認定農業者などを支援

- |   |   |
|---|---|
| <p>(1) 補助率<br/>3/10～5/10以内<br/>(事業費の下限は100万円)</p> | <p>(2) 補助対象者<br/>認定農業者、農家3戸以上で組織する団体、農業協同組合、民間リース会社など</p> <p>(3) 補助対象事業<br/>水稻の生産コスト低減や経営の複合化などに必要な機械導入、施設整備等<br/>※認定農業者は、機械・施設のリースに限ります。</p> |
|---|---|



※補助金の交付を受けるためには、生産コストの低減や、経営規模の拡大など、新潟県が定める補助採択基準を満たす必要があります。（老朽機械の入替えは対象外です。）

お問い合わせ・ご相談は  
農林課 農業振興係（☎74-0027）までお電話ください

# 「環境保全効果の高い営農活動に取り組みたい」 という皆様を支援します

## ■環境保全型農業直接支払交付金事業（国事業） … 環境保全型農業を支援

### (1) 対象者（申請者）

下の(2)の要件を満たす農業者を2戸以上含み組織する団体（規約と代表者を定め、かつ、団体の口座を開設しているもの。農業者以外の地域住民などを含んでも可）

※現時点で団体に加入していない場合は新規設立、または既存団体に加入する必要があります。

### (2) 支援対象となる農業者の要件

① 主作物（水稻、野菜など）を、販売目的で生産していること。

② 国際水準GAPを実施していること。（「GAP」については次ページを参照ください。）

※国際水準GAPに関する指導・研修を受けること、「GAP理解度・実施内容確認書」を提出することが実施条件です。

③ 環境保全型農業の取組を広げる活動に取り組んでいること。

④ 下の(3)にある取組を実施すること。

### (3) 主な支援対象となる取組みと支援単価

① 化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減 + 有機質肥料施用 + 冬期湛水管理 : 7~8千円/10a

有機質肥料を施用し、適切な取水措置や漏水防止対策を講じた上で、冬期間の水田に2か月以上水を張る取組み ※雨水や融雪水のみにしたった湛水は対象になりません。

② 化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減 + 冬期湛水管理 : 4~5千円/10a

適切な取水措置や漏水防止対策を講じた上で、冬期間の水田に2か月以上水を張る取組み ※雨水や融雪水のみにしたった湛水は対象になりません。

③ 化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減 + 江の設置 : 3~4千円/10a

水稻の本田内に江（溝）を設置する取組み

④ 化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減 + カバークロップ : 6千円/10a

主作物の栽培期間の前後のいずれかに緑肥などを栽培し、すき込む取組み

⑤ 化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減 + 堆肥の施用 : 4.4千円/10a

土壌診断を実施した上で、主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を施用する取組み

⑥ 化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減 + リビングマルチ : 3.2~5.4千円/10a

主作物の畝間に麦類や牧草などを作付けた後、すき込む取組み

⑦ 有機農業 : 1.2~1.4万円/10a

国際水準（有機JASの水準）に基づく有機農業の取組み

お問い合わせ・ご相談は  
農林課 農業振興係（☎74-0027）までお電話ください

# 「GAP」でより良い農業経営を実現しましょう

## ■「GAP」とは

食品安全・環境保全・労働安全・人権保護・農場経営管理に関する取組みを記録簿や掲示物によって確認・表示しながら、農業生産活動を改善する取組みです。

### 1 具体的には何をすればいいの？

**GAPをする**

#### ①基本の実践

今まで取り組んできた整理整頓や、生産記録の記帳がGAPの基本となります。

#### ②問題点の解決

日頃の農業生産の中で生じた問題点を改善していきましょう。

### < 対策の一例 >

#### 食品安全

- ・異物の混入の防止
- ・農薬の適正使用と保管
- ・来訪者への衛生指示

#### 環境保全

- ・適切な施肥
- ・土壌浸食の防止
- ・廃棄物の適正処理

#### 労働安全

- ・機械・設備の点検・整備
- ・保護具の着用
- ・危険箇所の掲示など

#### 人権保護

- ・家族経営協定の締結
- ・技能実習生の作業条件遵守など

#### 農場経営管理

- ・責任者の配置
- ・教育訓練の実施
- ・内部点検の実施など

#### その他

- ・生産工程ごとのリスク把握
- ・資材仕入先の評価など

## ■「GAP認証」とは

認証団体の審査によって、GAP認証農場として登録する制度です。  
GAP認証を取得することで国内外の取引先の拡大につながります。

### 2 基本はできたので、アピールしたい！付加価値を付けたい！

**GAP認証をとる**

#### ①審査の申請

審査会社に申込みます。審査員に取組みを評価してもらいます。

#### ②認証取得（GLOBAL GAPの場合）

認証適合基準209項目のうち、上位項目100%、下位項目95%以上の合格で取得となります。

※認証取得までに1年程度かかります。

※認証の有効期間は通常1年間です。

※認証を取得する場合は一定の費用がかかります。

お問い合わせ・ご相談は

農林課 農業振興係（☎74-0027）までお電話ください

# 「鳥獣被害を防止したい」という皆様を支援します

## ■鳥獣被害対策事業 … 地域ぐるみで被害防止対策に取り組む集落などを支援

### 1 事業実施主体

妙高市鳥獣被害対策協議会

### 2 支援内容

(1) 電気柵の貸出 … イノシシ、ハクビシン、サルなどの侵入防止のための電気柵を貸し出します。

○貸出対象者：集落、農家で組織する団体など

○貸出期間：8年間

①鳥獣被害防止総合対策交付金（国事業）による貸し出し

対象者：耕作者3戸以上で設置及び共同管理し、8年間継続して利用する方など

補助率：国が定める単価以内であれば、資材費相当額の全額（原則）

②鳥獣被害防止対策事業（市単独事業）による貸し出し

対象者：耕作者1戸以上で設置及び共同管理し、8年間継続して利用する方など

補助率：2/3以内（補助上限額なし）

○共通事項

- ・妙高市鳥獣被害対策協議会と借受者である集落、農家で組織する団体などと、電気柵の維持管理などにおける委託契約を結んでいただきます。
- ・初回設置は、業者が簡単な設置・管理の説明を行います。その後の維持管理は、委託契約に基づき、借受者の責任において行ってください。

(2) 学習会・集落環境診断などの実施 …

集落単位などで、鳥獣の生態と対策などの学習や、現地調査、対策の検討を行います。

○対象者：鳥獣被害の拡大・多様化が著しく、地域ぐるみで対策を検討・実施する集落

○実施内容

- ・学習会 … 鳥獣の生態や被害防止対策について正しい知識を習得します。
- ・集落環境診断 … 集落の現況や被害発生状況や問題点などについて、現地を巡回調査し、課題について対策を検討します。その後、集落で決定した対策を、地域ぐるみで実施していきます。

### 地域ぐるみの対策が効果を高めます！

○里山の荒廃化や鳥獣の分布変化などにより、全国各地で鳥獣被害が発生しており、その防止対策が課題となっています。

○妙高市内でも、イノシシによる水稻の踏み荒らしや、ハクビシンによる野菜の食い荒らしといった被害が発生しています。

○このような鳥獣被害を防止するには、地域ぐるみの対策が必要です。集落や農家組合などで話し合い、対策を検討・実施しましょう。



#### 【豆知識】

イノシシやサルなどは、トウガラシやシソを嫌うそうです。

お問い合わせ・ご相談は

農林課 農業振興係（☎74-0027）までお電話ください

## 「妙高市産材を使用した住宅を建築したい」 という皆様を支援します

### ■ふるさと妙高の家づくり事業（市単独事業）

… 市産材を使用した住宅の建築を支援

#### (1) 補助金額

上限40万円/棟（市産材購入費用の20%以内（千円未満切捨て））

#### (2) 補助対象者

助成対象住宅を新築又は増改築（リフォームを除く）する方

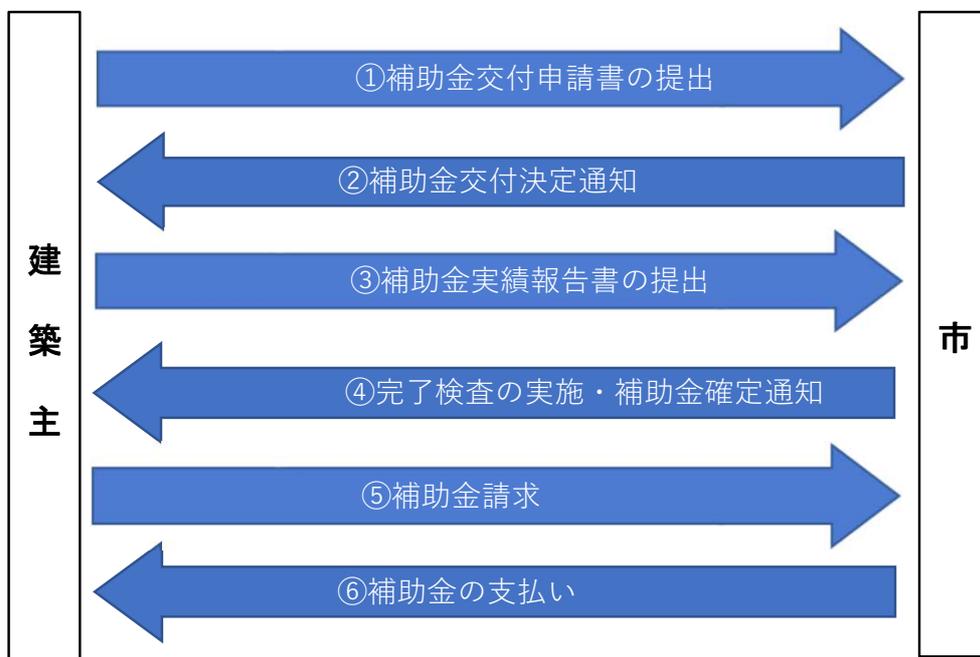
#### (3) 事業対象住宅

次の要件をすべて満たす専用住宅又は併用住宅

- ① 製材、加工した市産材を5㎡以上使用する住宅
- ② 自ら居住するために市内に建築する住宅  
（転入者が建築する住宅を含む）
- ③ 市町村税に滞納がない建築主が発注する住宅
- ④ 市内に事務所又は営業所を有する大工、工務店等が施工する住宅
- ⑤ 補助金の交付申請日の属する年度の末日までに完成する住宅



### 補助金申込手続きの流れ



◎県の事業（「新潟県産材の家づくり事業」）との併用も可能です。詳しくは県のホームページをご覧ください。新潟県産材使用量（5㎡以上の使用）に応じた支援が受けられます。（助成金額：3～5万円/棟）

お問い合わせ・ご相談は

農林課 農地林政係（☎74-0029）までお電話ください

## 「里山林の保全・整備に取り組みたい」 という皆様に支援します

### ■森林・山村多面的機能発揮対策交付金（国事業）

森林の多面的機能の発揮を図るとともに、山村地域のコミュニティを維持・活性化させるため、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組みを国が支援します。

#### ○活動メニュー（カッコ内は交付単価の上限金額）

##### ①地域環境保全タイプ

- ・里山林の景観を維持するための活動（最大12万円/ha）
- ・侵入竹の伐採・除去活動（最大28.5万円/ha）

##### ②森林資源利用タイプ

- ・しいたけ原木などとして利用するための伐採活動（最大12万円/ha）

##### ③森林機能強化タイプ

- ・森林内の路網の補修・機能強化等（800円/m）

##### ④関係人口創出・維持タイプ

- ・地域外関係者との調整や受入れのための環境整備、活動に必要な森林調査、見回り等（50,000円/年）

##### ⑤資機材・施設の整備

- ・活動の実施に必要な機材・資材の整備（1/2以内）

##### ⑥活動推進費※初年度のみ

- ・活動計画の実施のための話し合い、研修等（112,500円）

#### ○活動組織

3名以上で構成する活動組織（森林所有者、地域住民、自治会、NPO法人、森林組合、生産森林組合、林業者、企業等に所属する方々など）

#### ○対象森林

- ・森林所有者と最低3カ年の活動が必要
- ・森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林

注) 令和3年度分の申請は終了しています。  
令和4年度以降の申請をご検討ください。



お問い合わせ・ご相談は  
農林課 農地林政係（☎74-0029）までお電話ください

## 農業者年金に加入しませんか！

老後の蓄えに、将来受給する年金を自ら積み立てる農業者年金に加入しませんか。

○原則65歳から終身、受給できます。万が一、80歳前に死亡した場合は、遺族に死亡一時金が支給されます。

○男性で20歳から40年加入した場合、月額保険2万円で計算すると年間約76万円を受給することができます。

○国民年金に加入している60歳未満の方で、年間60日以上農業に従事していれば加入できます。

○保険料は月額2万円から自由に選択することができ、いつでも見直しができます。認定農業者等に対し、条件によって国庫補助制度があります。保険料は全額社会保険料控除の対象となります。



## 家族経営協定を結んでみませんか！

家族経営協定とは、家族で取り組む農業経営について、家族一人ひとりの役割や就業条件、就業環境等を家族全員で話し合っ決めて決めるものです。

役割分担によりやりがいを持って働くことができ、ゆとりある生活をおくり、休みがないといわれる農業でも、余暇の時間や地域活動に取り組むことができます。

### 【 制度上のメリット 】

①認定農業者制度 … 各種の政策支援を受ける機会が広がります。

②農業者年金 … 保険料に補助があり有利に加入できます。

③制度資金 … 自分名義で借入れすることができ、経営がしやすくなります。

## 全国農業新聞を読んでみましょう



全国農業新聞は、農家さんのための週刊農業総合専門紙です。

読みやすく親しみやすく、問題解決につながる事例も掲載され、今の農業情勢がひとめでわかり農家の経営と暮らしに役立つ情報が満載となっています。

○購読料 月額700円(送料、税込み)

○毎週金曜日発行です。

○購読料は、半年ごとの口座振替となります。

お問い合わせ・ご相談は

農業委員会 事務局 (☎74-0030) までお電話ください

# 農業者のみなさん! リスクへの備えはできていますか?



農業経営には様々な**リスク**があるんだよね…

自然災害で減収



市場価格が下落



災害で作付不能



病気で収穫不能



倉庫の浸水被害



取引先の倒産



盗難や運搬中の事故



為替変動で大損



よっしゃ!

**農業保険がサポートします!!**



様々な  
リスク  
をカバー  
したい方

## 収入保険をおすすめします!

- ・青色申告を行っている農業者が対象です。
- ・原則全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。

自然災害  
リスク  
をカバー  
したい方

## 農業共済をおすすめします!

- ・全ての農業者が対象です。
- ・米、麦、畑作物、果樹、家畜、農業用ハウスなどが自然災害によって受ける損失を補償します。

※収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）、野菜価格安定制度等を利用することもできます。

**農業保険は国の公的保険制度で、保険料（掛金）の国庫補助があります。**

詳しくはお近くの農業共済組合までお問い合わせください。

お問い合わせ・ご相談は

新潟県農業共済組合上越支所（☎025-525-1130）までお電話ください

# 収入保険の概要

## 加入できる方

### 青色申告を行っている農業者（個人・法人）

※ 青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。

## 対象収入

### 農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

- ※ 簡易な加工品（精米、もちなど）は含まれます。
- ※ 一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

## 補てんの仕組み

- 保険期間の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補てんします。

- ※ 補償限度額及び支払率は複数の割合の中から選択できます。
- ※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとしない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。

★ 例えば、基準収入が1,000万円で最大補償の場合、保険期間の販売収入が900万円を下回ったときに補てんされます。

- 農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）

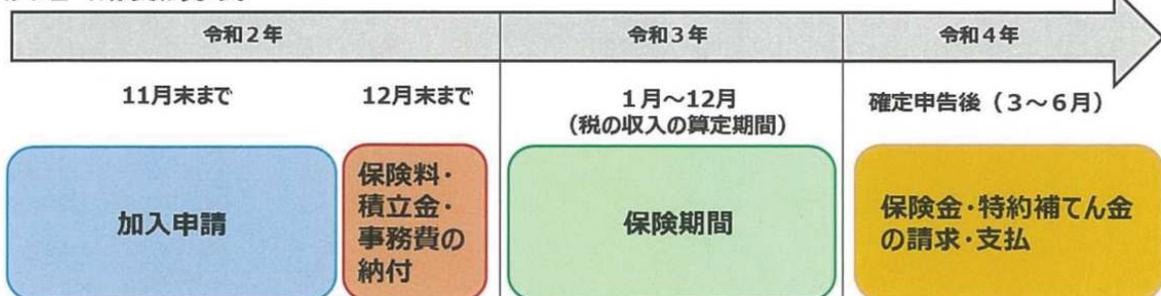
- ※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.08%（50%の国庫補助後）で、自動車保険と同様に、保険金の受取が少ない方は、保険料率が下がっていきます。
- ※ 積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

★ 例えば、基準収入が1,000万円で最大補償の場合、掛捨ての保険料は7.8万円、掛捨てでない積立金は22.5万円、事務費は2.2万円となります。

収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度については、[どちらかを選択して加入](#)します。

## 加入・支払等のスケジュール

- ※ 保険期間が令和3年1月～12月の場合のイメージです。
- ※ 保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。

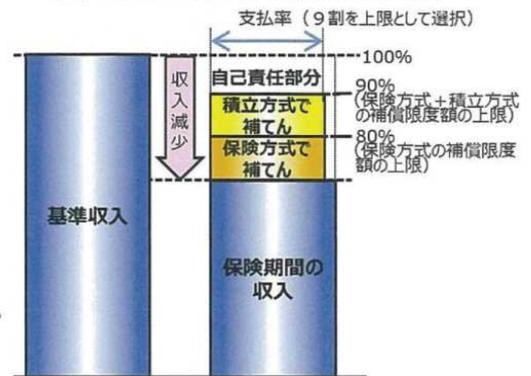


※ 保険料・積立金は分割支払も可  
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

※ 災害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資（無利子）

### <収入保険の補てん方式>

(注) 5年以上の青色申告実績がある者の場合



過去5年間の平均収入（5中5）を基本規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

お問い合わせ・ご相談は

新潟県農業共済組合上越支所（☎025-525-1130）までお電話ください